

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大和都市計画下水道事業の事業計画の変更について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業大和川上流流域下水道

二 施行者の名称

奈良県

三 事務所の所在地

奈良市登大路町三〇番地

四 事業地の所在

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十六年建設省告示第四百九十四号、昭和四十六年建設省告示第千四百九十一号、昭和四十八年建設省告示第二千三百三十号、昭和四十九年建設省告示第千四百九十九号、昭和五十一年建設省告示第三百六十号、昭和五十二年建設省告示第千六百二十一号、昭和五十三年建設省告示第千五百五十三号、昭和五十四年建設省告示第三百四十九号、昭和五十四年建設省告示第千七百四十号、昭和五十七年建設省告示第二千三十五号、昭和六十年建設省告示第八百七十二号、昭和六十一年建設省告示第二百八十一号、昭和六十二年建設省告示第千百十六号、昭和六十三年建設省告示第八号、平成元年建設省告示第千二十六号、平成元年建設省告示第千五百九十三号、平成二年建設省告示第二千四十八号、平成三年建設省告示第五百三十三号、平成三年建設省告示第千九百二十五号、平成四年建設省告示第千二百五号、平成五年建設省告示第千五百九十一号、平成八年建設省告示第千三百九号、平成十二年建設省告示第三百八十三号、平成十三年近畿地方整備局告示第六十号、平成十六年近畿地方整備局告示第百三十三号、平成十八年近畿地方整備局告示第六十八号及び平成二十三年近畿地方整備局告示第八十九号の事業地のうち、御所市大字玉手から大字池之内の区間を追加する。